

保護者の皆様へ

京都市立伏見中学校
校長 高井 敬祐

台風接近に伴う非常措置について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましてはご健勝にお過ごしのことと存じます。日頃は本校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本校におきましては、台風により「京都南部」または「京都・亀岡」に『特別警報』または『暴風警報』が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオなどの報道に注意してください。

記

◆特別警報発令時

1. 登校前に発令された場合

- (1) 『特別警報』が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 『特別警報』が解除された場合については、以下のような措置をとります。
 - ① 午前0時までに解除になった場合 → 午後1時登校（5校時からの授業）
 - ④ 午前0時現在、特別警報発令中の場合 → 臨時休業（部活動ありません）

2. 在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

◆暴風警報発令時

1. 登校前に発令された場合

- (1) 『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 『暴風警報』が解除された場合については、以下のような措置をとります。
 - ① 午前 7時までに解除になった場合 → 午前 8時25分登校（1校時からの授業）
 - ② 午前 9時までに解除になった場合 → 午前10時30分登校（3校時からの授業）
 - ③ 午前11時までに解除になった場合 → 午後 1時登校（5校時からの授業）
 - ④ 午前11時現在、警報発令中の場合 → 臨時休業（部活動ありません）

2. 在校中に発令された場合 → 『特別警報』の場合と同様です。

※河川の増水も予想されます。危険な場所（特に水辺）には近づかないようご家庭でもご指導ください。

※『大雨警報』・『洪水警報』などは対象外ですので、十分ご注意ください。また、今後の『特別警報』・

『暴風警報』に対する措置も上記の通り行います。（生徒手帳にも記載されています。）

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、**京都市**においては**震度5弱以上の地震**があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、**次の登校日を臨時休業**とします。

※下校後、**深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業**に、**深夜0時以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業**にします。

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業を実施する場合は、（ホームページ）により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くことといたしますが、不測の事態においては、保護者と連絡がとれる、あるいは保護者または保護者に準じる方の迎えがあるまでは、学校にて留め置くことといたします。下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします、

以上の内容について、ご家庭でもお子様にご指導いただきますようお願いいたします。